

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体の担うべき役割は、子育て、医療・介護など社会保障制度の充実や人口減少下における地域活性化対策、また、脱炭素化社会の実現に向けた取組や行政のデジタル化推進など、新たな政策課題が増大しており、極めて多岐にわたり、その遂行が求められています。

一方、地方公共団体は限られた人員体制の中で、新型コロナウイルス感染症や近年多発している大規模災害への対応も迫られ、地方行政を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあります。

これらに対応するため、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源総額の水準を2024年度まで確保するとしています。これらの増大する地方財政の行政需要に十分対応し得るのか懸念されるところです。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、持続可能な地方財政の確立を目指す必要があります。

よって、国におかれては、さらなる地方財政の充実・強化を図るため、下記の事項について実施されますよう強く要望します。

記

- 1 社会保障の維持・確保、地域の防災・減災、脱炭素化対策や地域活性化に向けた取組、デジタル化対策、物価高騰対策、地域公共交通の再構築などの増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額を確保すること。
- 2 子育てや介護の充実、地域医療の確保、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズに対応し、専門人材を育成するための社会保障予算を確保するとともに、地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、財源の更なる拡充を図ること。
- 4 各種税制の見直しに当たっては、地方公共団体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。

- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。
- 6 地方自治体におけるデジタル人材確保への支援及びデジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保すること。
- 7 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、より速やかな情報提供を行い、十分な財政措置などを行うこと。
- 8 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなど、財政需要を十分に満たすこと。
- 9 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年7月3日

上田市議会議長 佐藤 論 征